

大子町立中学校部活動運営方針（令和5年3月改訂）

1 学校教育の一環としての部活動

- (1) 部活動は、教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられ実施する活動であり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」もので、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように留意し、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養等学校教育が目指す資質能力の育成に資するものであり、学校教育活動の一環として、教育課程との連携を図る。
- (2) 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒の心身のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として持続可能な運営体制を整備し、適正な時間管理の下、合理的かつ効率的・効果的な運営に努める。
- (3) 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図るなど、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の活動方針について広く発信し、理解を求める。また、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等についても、理解と協力を促す。

《参考》【茨城県「部活動の運営方針」（改訂版）（茨城県教育委員会 令和4年12月）】

本方針は、次の4つの柱をねらいとして策定する。

- 1 適切な休養を確保するための活動時間の管理の徹底
- 2 適切な運営のための体制整備
- 3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備
- 4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(参考) 【これまでの部活動改革に係る経緯 ～通知・答申・提言等の概要】

- ※1 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁 平成30年3月）
- ※2 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中央教育審議会 平成31年1月）
- ※3 茨城県「部活動の運営方針」（茨城県教育委員会 令和元年7月）
- ※4 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（文部科学省令和2年1月）
- ※5 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（スポーツ庁 令和2年9月）
- ※6 「茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン」（茨城県教育委員会 令和3年4月）
- ※7 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言～地域移行を目指して～」
(茨城県教育委員会 令和4年5月)
- ※8 「運動部活動の地域移行に関する検討会議」提言（スポーツ庁 令和4年6月）
- ※9 「文化部活動の地域移行に関する検討会議」提言（文化庁 令和4年8月）

2 大子町の目指す部活動

大子町では、部活動を通して、未来を創り出す資質・能力を育み、自分らしく健全に生きていくことができる生徒の育成を目指しているが、今回、茨城県「部活動の運営方針」（改訂版）が示されたことにより、各学校は、教育課程との関連を十分に図り、生徒や学校、地域の実態に応じた全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ちながら、地域移行に重点を置いた部活動の改革を進めていく。

3 策定の趣旨

太子町立中学校においては、上記のような「学校教育の一環としての部活動」や「太子町の目指す部活動」の在り方を踏まえ、運動部のみならず、文化部を含む全部活動を学校教育の一環として捉え、教育課程との関連を図りながら取り組んできた。

令和4年12月茨城県教育委員会は、茨城県「部活動の運営方針」（改訂版）を示し、その「はじめに～改訂にあたって」において、部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動として、教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられ、実践されている。その結果、長年にわたり生徒の体力や技術の向上はもとより、豊かな人間性の育成にも寄与していると認めつつも、昨今の情勢の変化を背景に、定められた活動時間等の遵守や見直しの徹底、生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備など、地域移行に重点を置いた部活動改革の推進が求められていることを指摘している。そのような現状を鑑み、学校設置者に対しても「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定することが求められている。

本町においても、これを受け、茨城県「部活動の運営方針」（改訂版）に則りながら、様々な課題を解決しつつ、部活動がより一層効率的・効果的に行われ、生徒の健全な心身の成長を支え、これまで以上の成果が上がることを期待して「太子町立中学校部活動運営方針」を定めることとする。

4 適切な指導・運営のための体制の構築

(1) 学校における体制整備

① 部活動の適切な設置及び加入方針

各校における部活動の設置（新設、統廃合を含む。）については、生徒、教職員、保護者、地域等の実態に応じ、校長の判断で行う。その際には、種目別の最低必要部員数、顧問や指導者（教員以外の外部人材で運動部活動の指導・支援にあたる者）、保護者や地域の協力体制等について吟味し、持続可能性を十分に考えた上で判断する。

なお、生徒数の減少等、やむを得ない場合には、保護者や地域の理解を得ながら休部または、統廃合の措置について検討する。

また、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであることに鑑み、生徒の部活動加入については、「自主選択制」を原則とする。

② 活動方針及び活動計画の立案と公開

ア 活動方針

各学校は、「茨城県部活動の運営方針」及び「太子町立中学校部活動運営方針」を受け、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校ホームページへ掲載等により公表する。

イ 活動計画

各学校の各部顧問は、「部活動年間活動計画・休養日設定確認表」【別添1】を用いて、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）を年度初めに「活動計画・活動実績」【別添2】により、毎月の活動計画、活動実績報告書（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、毎月末に作成し、学校長に提出する。学校長は、これらにより活動計画及び活動実績を把握し、適切に部活動が運営されるよう適宜指導助言を行い、活動実績等を学校ホームページへ掲載等により公表する。

また、日頃の指導においても、部顧問と生徒のコミュニケーションを十分に図り、練習においてもできるだけ短時間に「誰が、いつ、どこで、なぜ（どんな目的で）どのように行うか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるようにする。

ウ 町教育委員会は、各学校の活動計画・活動実績を定期的に調査し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底する。

③ 休養日、活動時間及び運用方法の明確化

ア 休養日

学校は、生徒や教職員の生活に負担となり過ぎないように、休養日は、以下の通りに設定し、遵守する。

(ア) 学期中（長期休業日を除く）は週当たり3日以上休養日を設ける。（平日は2日以上、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は、1日以上を休養日とする。）

また、週末に大会参加等で活動した場合は、翌週に振り替える。なお、週末に大会が続く等、翌週に代わりの休養日が取れない場合は、後4週間の中で休養日を別の週末に設ける。

- (イ) 長期休業中における休養日の設定は、学期中（長期休業日を除く。）に準じた扱いとする。原則、週末の活動は行わない。ただし、合同チームによる活動等の特別な事情がある場合及び要項等がある正式な大会へ参加する場合は、学校長の許可を得て実施することができる。全体の活動日数は、長期休業全体の半分以上とする。また、生徒が十分な休養を取るとともに部活動以外にも多様な活動が行えるように、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。学校閉庁日及び夏季休業最後の平日3日間は部活動を行わない。

イ 活動時間

学校は、部活動が生徒や教職員にとって過度の負担とならないように、活動時間は、以下の通りに設定し、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

- (ア) 平日（長期休業日も含む）の活動時間は2時間を上限とし、「完全下校時刻」を定める等、活動時間が守られるように各校で工夫する。
- (イ) 週末及び祝日の活動時間は、3時間を上限とする。
- (ウ) 活動時間には、移動や準備、片付け等の時間は含まない。
- (エ) 生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養を取るための時間の確保や、学校生活に支障をきたさないようにするため、また保護者の負担を軽減するため、朝練習は原則実施しない。ただし、部活動に設定されていない「太子町陸上競技大会」及「中央地区駅伝競走大会」の朝練習はこの限りではないが、実施にあたっては学校長が判断する。

ウ 運用方法

「スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動について」（平成29年12月28日、公益財団法人日本体育協会）において、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されており、また、茨城県部活動の運営方針（改訂版）の適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底【具体的方策】（1）適切な休養日等の設定においても同様の内容が示されていることから、これのことを根拠に活動時間及び運用を以下の通りとする。

(ア) 活動時間の原則

週3日の休養日（平日2日、休日1日）を設定する。

(例) 平日2時間上限、週末3時間上限の活動を行う場合

月	火	水	木	金	土	日	合計
休養日	2時間	2時間	休養日	2時間	3時間	休養日	9時間

(イ) 運用方法の原則

週末に大会参加や練習試合を実施し、週末の休養日を確保できなかった場合には、原則翌週の週末に休養日を設ける。

(例) 週末に大会等が続く場合には、後4週間の中で休養日を設ける。

エ 留意点

- (ア) 部活動の休養日は、上記の原則を踏まえた上で、長期休業中も含めて、学校で同一の曜日に設定したり運動部活動毎に曜日を設定したりするなど、実態に即して学校長が判断する。
- (イ) 定期テストや実力テストの前や地域行事期間等は、学校の実態に応じて、「テスト前の休養日」や「地域行事期間の休養日」等として、休養日を設ける。
- (ウ) 当初計画していた休養日に、やむを得ず活動する場合は、学校長の了承を得た上で、生徒及び保護者の同意を得て実施し、別の日に代わりの休養日を設ける。
- (エ) 上記の休養日等を確保するために、各学校において各運動部の参加する大会数を精査する。県総体や県新人戦を含め、月1大会程度を目安とする。

④ 指導体制の構築

ア 指導体制の構築

部活動は、学校教育の一環であるため、運営や方針を検討し、計画的に活動を進めるための指導体制を構築する。学校は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。町教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態を踏まえ、部活動指導員の任用に努め、学校に配置する。

イ 各部の活動状況の情報共有

学校全体として、バランスのとれた部活動運営がなされるように、活動計画を貼り出したり、共通のフォルダやファイルで管理したりするなど、校内において、各部の活動状況等について情報を共有する。

ウ 運営状況の確認及び、点検・改善の推進

適切な部活動の運営については、「太子町立中学校部活動運営チェックリスト」【別添3】等を活用し、学校として点検・改善に努める。

(2) 各運動部における効率的・効果的な活動の推進

① 各運動部の方針等の周知

ア 顧問は、各校における活動方針を受け、年度当初及び月初めに部としての方針や大まかな「部活動年間活動計画・毎月の活動計画・休養日設定確認表」を作成の上、生徒・保護者に理解を得て、学校のホームページ等で公表し、加えて活動実績についても公表する。

イ 顧問は、「活動計画・活動実績」を用いて、月毎の活動スケジュールを作成し、学校長の承認を得て、生徒・保護者に提示する。なお、各部の月毎の活動スケジュールについては、一覧表にまとめ、職員室に掲示するなどして、学校全体で活動の状況を共有する。

ウ 校長は、「活動計画・活動実績」を点検し、方針で定める範囲の活動となっているかを確認し、適宜、指導・是正を行う。また、教育委員会は、各校の部活動の休養日及び活動時間等の設定や運用について、適宜、指導・是正を行う。（毎月ごとに「活動実績」をFAXにて教育委員会に提出する。）

② 安全対策

学校長は、学校における部活動の安全な環境を整備するとともに、以下のア～ウについて、運動部活動顧問に対し、支援及び指導を行う。

ア 顧問は、日常の活動を安全に行うことができるよう、活動の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康及び安全の確保に努める。また、練習場所や練習設備、用具等について、安全確認を実施する。

イ 顧問は、万が一に備え、各校の「学校危機管理マニュアル」を参考にしながら、緊急対応についても対処の仕方を確認する。

ウ 顧問は、以下の点に留意し、運動部活動における熱中症事故の防止等、安全確保を徹底する。
(ア) 「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、運動部活動の実施について適切に判断すること。

(イ) 気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。また、暑さ指数（WBGT）が31度以上の場合、屋外の運動を原則として行わない等、適切に対応すること。

(ウ) 実施が可能と判断し活動する際にも、生徒の健康管理を第一優先に考え、参加生徒の健康観察を実施し、長時間のランニングや激しい運動は避け、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底すること。

(エ) 高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会の延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行うこと。また、止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。

(オ) 万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。

③ 適切な指導の実施

ア 体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為であり、望ましい人格の形成を目指すために、「蹴る・殴る」等の行為は断じて許されないため、根絶を徹底する。また、生徒の技能及び体力の程度等を考慮した科学的・合理的な内容や方法により、肉体的・精神的な負荷を伴う指導については、体罰には当たらないが、生徒の実態等に十分配慮し、適切に行う。

イ パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等、不適切な言動についても断じて許されない行為であり、生徒の人権を侵害する違法な行為であるため、根絶を徹底する。

ウ 体罰や不適切な言動等により、学校教育に対する信頼が著しく失われることを認識するとともに、発達の個人差や個々の成長における体と心の状態等に関する正しい知識を得るため、体罰等に関する資料等を活用し、研修に努める。

(3) 保護者・地域との連携

① 保護者との連携

ア 部活動保護者会の実施

学校は、年度初め及び新チーム発足時等、時機をとらえて、年間1～2回程度の部活動保護者会を実施する。その際、部活動における学校の活動方針及び各部の活動方針、おおよその年間スケジュールを示し、理解を得る。また、運動部活動指導員が配置されている場合は、原則として、運動部活動保護者会で紹介する。また、中学校体育連盟登録の外部指導者等、各運動部の指導支援者についても同様とする。

イ 保護者・地域とのパートナーシップの醸成

生徒の心身の健全な育成と教育環境の充実の観点から、保護者・地域との連携に努め、生徒や保護者が運動部活動に関する心配や不安等について、顧問や学校に相談しやすい雰囲気を醸成する。

② 地域との協働及び地域移行の推進

教育委員会及び学校長は、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立ち、外部指導者として学校支援を希望する地域人材の発掘、活用に努める。各学校において、生徒が個々のニーズに応じて、スポーツ・文化芸術活動を行うことができる環境と教職員が学習や生活・進路面で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、部活動を休日から段階的に地域への移行を進めていく。町教育委員会及び校長は、活動日を減じるなどにより、生徒が部活動以外の様々な活動に参加できるよう対策を講じる。併せて、既存の部活動以外に地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体との連携を強化し、生徒の多様な志向に応じた活動ができる場を地域等に設定するよう働きかける。

5 その他

(1) 研修について

① 運動部活動運営に関わる研修

運動部活動に関わる教員は、教育委員会が主催する指導者講習会や中学校体育連盟等が主催する研修等に参加し、各校で伝達することを通して、各校の運動部活動指導の質の向上を図る。

② 運動部活動指導員への研修

運動部活動指導員は、教育委員会が主催する研修等に参加し、指導の質の向上に努める。また、各校において、運動部活動指導員への実践的な研修を行うよう配慮する。

(2) 文化部の運用について

各校文化部の活動についても以上の方針を適用する。